

# 京田辺市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

平成27年2月

## 1. 市行動計画の位置づけ

(1) 新型インフルエンザや全国的かつ急速にまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図るために「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成25年4月13日施行。以下「特措法」という。)が制定されました。この特措法では、新型インフルエンザ等の発生に備えて、対策の実施に関する計画(行動計画)を、政府、都道府県、市町村がそれぞれ作成するものと規定されています。

市行動計画は、政府行動計画及び京都府行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すものです。(特措法第8条)。

(2) 対象となる感染症：新型インフルエンザ及び新感染症

### ◆ 市行動計画の構成

#### 目次

- I. はじめに
  - 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
  - 2. 取組の経緯
  - 3. 市行動計画の策定
  - 4. 市行動計画の対象とする感染症（「新型インフルエンザ等」）
  - 5. 市行動計画の見直し

- II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
  - II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
  - II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方
  - II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
  - II-4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
  - II-5. 対策推進のための役割分担
  - II-6. 本市行動計画の主要6項目
  - II-7. 発生段階

- III. 各段階における対策

- 未発生期
- 海外発生期
- 国内発生早期（市内未発生期）
- 国内感染期（市内発生早期・市内感染期）
- 小康期

- 【発生段階別の主な取組】
- 【府内各部局の主な業務分掌】
- 【府内各部局の項目別担当表】
- 【用語解説】
- 【感染症法の対象となる感染症の定義・類型】
- 【関係法令】

## 2. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 対策の目的

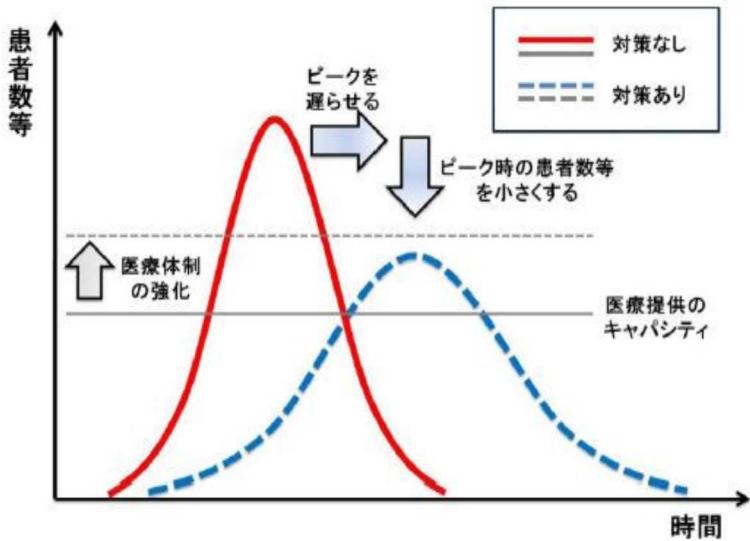
#### ○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数を少なくして医療体制への負荷を軽減し、適切な医療体制を確保する。
- ・医療の提供により、重症者や死者数を減少させる。

#### ○市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施により、市民生活・市民経済の安定に関する業務の維持を図る。

### 対策のイメージ図



<参考> 感染規模の想定  
○り患率 市民の約 25%  
○医療機関受診患者数 約 7,000 人～約 16,000 人  
○入院患者数 約 280 人～約 1,060 人  
○死者数 約 90 人～340 人  
○従業員の欠勤 最大 40%程度  
(ピーク時の約 2 週間)

※平成 26 年 10 月 1 日現在  
住民基本台帳人口より

※上記の想定は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いている。

## 3. 新型インフルエンザ等対策における市の役割

- ・政府の基本的対処方針に基づき、市内における対策を的確かつ迅速に実施し、市内関係機関が実施する対策を総合的に推進する。
- ・地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ・対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

## 4. 感染の発生段階

国における 発生段階	市における 発生段階	状態
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	市内未発生期	国内または京都府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、京田辺市内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	市内発生早期	国内または京都府内で新型インフルエンザ等の患者が発生またはまん延しており、京田辺市内でも発生しているが、市内の全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	市内感染期	京田辺市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態。 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## 5. 市が行う対策の概要

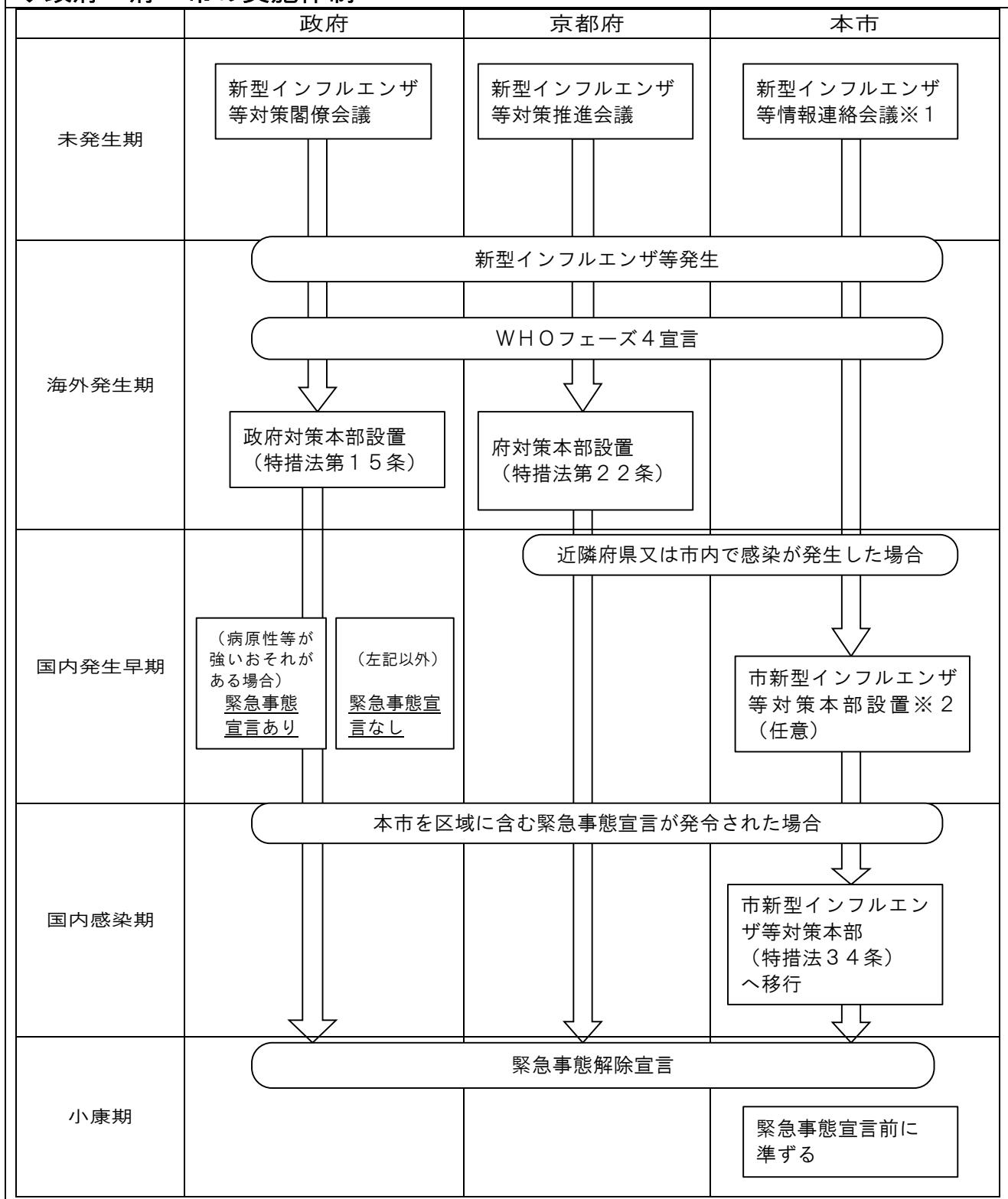
実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・行動計画、業務継続計画等の作成</li><li>・情報連絡会議、対策本部の設置</li></ul>
サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"><li>・国、府と連携した情報収集</li><li>・国、府が行うサーベイランス実施への協力</li></ul>
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"><li>・府等と連携し、多様な媒体を活用した市民への情報提供</li><li>・府等と連携した相談窓口の設置</li></ul>
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民等への手洗い、咳エチケット等の普及・啓発・勧奨</li><li>・学校、保育園等での対策。学級閉鎖・休校、クラス閉鎖・休園の適切な実施、行事等の自粛、制限、中止・延期等。家庭への情報提供。</li><li>・府と連携した不要不急の外出自粛等の要請、事業者に対する感染予防の要請</li><li>・<u>特定接種</u>…対策に携わる市職員対象（医療関係者、登録事業者等は国、府が実施）</li><li>・<u>住民接種</u>…医療関係者への協力要請、国が決定する接種順位による対象者へのワクチン接種の実施</li></ul>
医療	<ul style="list-style-type: none"><li>・国、府からの要請に応じ、その取り組みに協力</li><li>・在宅療養患者への支援</li></ul>
市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・国、府と連携し、消費者への食料品、生活必需品等の購入にあたっての適切な行動の呼びかけ、要援護者への支援</li><li>・水道等ライフラインの安定供給及び国、府が実施する対策への協力</li></ul>

## 6. 発生段階別の主な取組

		未発生期	海外発生期	市内未発生期 ・国内発生	市内発生早期 ・府内発生早期または感染期	小康期	緊急事態宣言時 (市内未発生期～感染期)	
組織対応	政府	新型インフルエンザ等対策閣僚会議	政府対策本部					
	京都府	新型インフルエンザ等対策推進会議	府対策本部					
実施体制	「情報連絡会議」の開催 (府内発生まで)	・情報連絡会議の枠組みを通じて府内関係機関の連携体制を整備 ・訓練の実施						
	「市対策本部」の設置 (府内・近隣府県感染後、任意)				・市対策本部を設置し具体的な対策を調整	・全庁的体制の強化、対応方針の決定及び実施	・国の対策変更をふまえ市の対策を実施	
	市行動計画、業務継続計画等の策定	・市行動計画、業務継続計画、各対応マニュアルを策定し、発生に備え準備をする	・行動計画、業務継続計画等に基づいた体制整備			・解除後、市行動計画等の見直しを実施		
サーベイランス ・情報収集	府の行うサーベイランス(感染症の発生状況の監視)に協力し、その結果を効果的な対策実施の判断につなげる。	・国・府と連携した情報収集 ・府の通常の季節性インフルエンザに対するサーベイランスへの協力			・国・府と連携した情報収集情報収集 ・患者情報の全数把握(市内感染早期) ・患者情報の全数把握中止(市内感染期～小康期)			
情報提供 ・情報収集	多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。	・情報発信・情報共有の方法、体制の検討準備	・国内外での発生状況を情報提供 ・注意喚起	・多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に対策の周知徹底、情報提供				
	国、府と連携し、住民からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。	・相談窓口の設置準備	・国、府と連携した相談窓口の設置	・相談窓口の充実・強化	・相談窓口の体制縮小 ・相談窓口等への問い合わせの取りまとめ			
予防・まん延 防止	マスク着用・咳工チケット・手洗い・うがい等の周知、個人・事業所における対策の普及啓発を行う。	・個人・事業所における対策の普及啓発(マスク着用・咳工チケット・手洗い・うがい等の周知)		・個人・事業所における対策の実施勧奨・徹底	・再流行に備えた個人・事業所における対策の実施勧奨・徹底	・府の要請する、住民に対する外出自粛、事業者に対する感染予防の要請、学校、保育園、興行場等の施設の使用制限、催物開催停止の要請等		
	学校、保育園等での対策	・学校における対策の普及啓発(マスク着用・咳工チケット・手洗い・うがい等の周知)		・家庭へのリアルタイムな情報提供 ・学校の臨時休業(学級閉鎖・休校)保育園のクラス閉鎖・休園等の措置 ・部活動、校外活動、行事等の自粛、制限、中止・延期の措置				
	特定接種(新型インフルエンザ等対策に携わる市職員にワクチン接種を実施する。医療関係者、国の登録事業者等については国、府が実施)	・具体的な実施体制構築 ・接種マニュアルの作成 ・医療機関への協力要請等	・特定接種の準備／実施(国・府と連携)	・特定接種の推進(国・府と連携)				
	住民接種(原則として集団的接種により、国の決定による住民を対象としたワクチン接種を実施する。)	・具体的な実施体制構築 ・接種マニュアルの作成 ・医療機関への協力要請等	・住民接種の準備／実施(国・府と連携)	・住民接種の推進(国・府と連携))	・國の方針による、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種の実施			
医療	府が行う医療体制の整備、対策に、府等からの要請により協力する。	・国、府の要請に応じ、その取組に協力			・府の対策への協力 ・在宅療養患者への支援			
市民生活及び市 民経済の安定の 確保	市民生活・経済への影響を最小限とするため、府、市、指定地方公共機関等においてそれぞれの役割を実施する。	・物資及び資材の備蓄、施設及び設備の整備			・水の安定供給確保			
		・要援護者への生活支援体制構築、準備			・要援護者への生活支援実施			
		・遺体の火葬・安置の対応準備			・火葬・埋葬の特例			
					・サービス提供水準低下への許容の呼びかけ ・生活関連物資等の価格安定の呼びかけ			

## 7. 市の実施体制等について

### ◆政府・府・市の実施体制



## ※ 1 新型インフルエンザ等情報連絡会議

未発生期から、府内及び近隣府県で集団感染が発生又は市内感染者が発生するまでの間においては、危機管理監を座長とする「新型インフルエンザ等情報連絡会議」を設置し、国及び京都府等から得られた情報を収集・分析する。また、情報の共有及び新型インフルエンザ等発生に備えた体制の整備等を行う。

### 情報連絡会議の組織

(座長)	危機管理監
(副座長)	健康福祉部長
(構成員)	総務室長、各部政策推進室長、企画調整室担当課長、安心まちづくり室担当課長、上下水道部経営管理室長、教育部教育総務室長、消防本部消防次長、農業委員会事務局長、出納室担当課長、議会事務局担当課長、監査委員事務局次長
(事務局)	安心まちづくり室、健康福祉部（健康推進課）

## ※ 2 新型インフルエンザ等対策本部（設置条例あり）

府内及び近隣府県で集団感染が発生又は市内感染者が発生した場合は任意で、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして、政府が特措法第15条に基づき、緊急事態宣言を行った場合は特措法第34条及び条例に基づき、速やかに市長を本部長とする「新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）」を設置する。市対策本部は、各部局における対応を協議するとともに、必要な対策を講じるよう指示する。

### 市対策本部の組織

(本部長)	市長
(副本部長)	副市長、教育長、水道事業管理者
(本部委員)	危機管理監、企画政策部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設部長、建設部技監、経済環境部長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、教育部長、監査委員事務局長、消防団長
(事務局)	安心まちづくり室、健康福祉部（健康推進課）

### ○市対策本部の主要所掌事務

- ア 新型インフルエンザ等対策に係る総合企画、総合調整（実態把握、感染拡大防止対策、広報広聴等）に関すること。
- イ 情報の収集、分析、共有に関すること。
- ウ 国、府、他自治体、関係機関等への総括的な応援要請及び連絡調整に関すること。
- エ 各部等との連絡調整に関すること。
- オ 各区対策本部の総合調整に関すること。
- カ 本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。
- キ 感染状況等の取りまとめ、記録等に関すること。

## 8. 庁内各部局の主な業務分掌

### ・各部局共通の主な業務

各部局共通	<ul style="list-style-type: none"><li>① 業務継続計画及び部局別対応マニュアルの作成に関すること</li><li>② 部局内の配備、動員、構成に関すること</li><li>③ 部局に関する情報の収集、調査及び報告に関すること</li><li>④ 部局に関連する市民広報、広聴に関するここと</li><li>⑤ 部局の関係機関、団体との連絡、調整及び応援要請に関すること</li><li>⑥ 部局に属する施設の使用等及び行事・催事等の中止に関するここと</li><li>⑦ 所管施設の利用制限、閉鎖、臨時休業等に関するここと</li><li>⑧ 他部局への応援</li></ul>
-------	--

### ・各部局個別の主な業務

安心まちづくり室	<ul style="list-style-type: none"><li>① 新型インフルエンザ等対策関連会議及び対策本部の設置・運営・閉鎖に関するここと</li><li>② 会議及び本部の事務局及び庶務に関するここと</li><li>③ 要員の動員配置に関するここと</li><li>④ 近隣市町村、協定市及び自衛隊の派遣要請並びに関係機関への緊急連絡に関するここと</li><li>⑤ 全体の情報収集、整理・伝達に関するここと</li><li>⑥ 市の業務継続計画の取りまとめに関するここと</li><li>⑦ 新型インフルエンザ等対策行動計画、対応マニュアルの策定・見直しに関するここと</li></ul>
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"><li>① 報道機関との連絡調整、情報提供に関するここと</li></ul>
総務部 監査委員事務局 出納室	<ul style="list-style-type: none"><li>① 車両の確保に関するここと</li><li>② 新型インフルエンザ等対策に必要な予算に関するここと</li><li>③ 職員の勤務・健康管理（罹患状況）・感染防止策（特定接種等）及び公務災害補償に関するここと</li></ul>
市民部	<ul style="list-style-type: none"><li>① 電話相談窓口案内に関するここと</li><li>② 区、自治会等との連携に関するここと</li><li>③ 外国人への新型インフルエンザ等の情報提供に関するここと</li><li>④ 同志社との連携に関するここと</li></ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"><li>① 新型インフルエンザ等対策に関する相談窓口の設置に関するここと</li><li>② 要援護者への生活支援に関するここと</li><li>③ 新型インフルエンザ等在宅患者（社会的弱者）への支援（見回り、介護、食事提供、訪問診療等）に関するここと</li><li>④ 要援護者に対する情報提供に関するここと</li><li>⑤ 遺体の措置及び一時的遺体安置所に関するここと</li><li>⑥ 新型インフルエンザ等対策行動計画、対応マニュアルの策定・見直しに関するここと</li><li>⑦ 新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供に関するここと</li><li>⑧ 帰国者・接触者相談センターに関するここと</li><li>⑨ 特定接種、住民接種（臨時接種・新臨時接種）等予防接種の実施に関するここと</li><li>⑩ 市立保育所等の臨時休業及び休業時の園児の保育支援等に関するここと</li><li>⑪ 国・府（保健所）・他市町との連絡調整に関するここと</li><li>⑫ 医師会・関係医療機関・社会福祉団体との連絡調整に関するここと</li></ul>

建設部	① 他部局の応援 ② 所管施設、道路等の使用制限
経済環境部 農業委員会	① 事業者の事業活動等の継続又は自粛の要請に関すること ② 事業者の職場での感染防止策等の要請に関すること ③ 観光客に対する情報提供に関すること ④ 小康期等における事業者支援の相談窓口に関すること ⑤ ごみ収集の維持に関すること ⑥ 火葬場の処理能力の把握や稼働時間等の拡大要請等に関すること ⑦ 消毒作業に関すること
議会事務局	① 議員への報告・連絡、意見集約
教育部	① 公民館、体育館への一時遺体安置所の設置に関すること ② 市立学校の臨時休業及び休業時の児童の応急教育に関すること ③ 学童・保護者の電話相談窓口に関すること ④ 学校内の感染状況の監視・調査に関すること
上下水道部	① 上下水道の機能維持に関すること
消防本部	① 救急隊員等搬送従事者の個人防護具等の予算措置・備蓄に関すること ② 患者の市内発生を想定した訓練に関すること ③ 医療機関、警察その他関係機関との連絡調整に関すること

## 9. 庁内各部局の項目別担当表

項目	対応内容	安心まちづくり室	企画政策部	総務部・監査委員事務局・出納室	市民部	健康福祉部	建設部	経済環境部・農業委員会事務局	上下水道部	教育部	消防本部	関係部局	対策本部
1. 実施体制	庁内体制の強化	○											○
	行動計画、業務継続計画、マニュアル等作成	○				○							
	訓練等の実施	○				○					○	○	
	組織対応時の事務局	○				○							
2. サーベイランス・情報収集	情報収集	○				○							○
	サーベイランス					○				○			
3. 情報提供・共有	報道機関への情報提供		○										
	市民（学校・観光客等）への情報提供	○	○		○	○		○				○	
	関係機関との情報共有	○			○	○						○	○
	相談窓口の設置運営	○			○	○				○			○
4. 予防・まん延防止	個人・事業者への対策の普及					○							○
	学級閉鎖等					○				○			
	施設等への注意喚起					○							○
	外出自粛要請、施設使用制限	○				○	○			○		○	
	事業者への要請、相談窓口							○					
	消毒作業					○		○					
	予防接種（特定接種）		○			○							
5. 医療	府の対策への協力					○							
	患者への対応					○							
	医療機関等との連携					○							
	在宅療養患者への支援					○							
6. 市民生活及び市民経済の安定の確保	市民・事業者への呼びかけ等					○		○					○
	要援護者への支援					○		○					
	遺体の火葬・安置	○			○			○					
	人権への配慮				○								
	上下水道の機能維持								○				



京田辺市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

発 行 京田辺市  
作 成 平成27年(2015年)2月13日  
問合せ先 京田辺市役所 健康福祉部 健康推進課  
〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地  
Tel 0774-64-1335  
Fax 0774-63-5777  
E-Mail [kenkō@kyotanabe.jp](mailto:kenkō@kyotanabe.jp)